

高額介護サービス費の見直しについて

介護保険制度の改正により、平成29年度に実施が予定されている高額介護サービス費の変更内容について報告する。

1. 高額介護サービス費

介護サービスを利用した要介護(要支援)者等が、1か月間に支払った利用者負担額が世帯で設定されている負担上限額を超えたときは、高額介護サービス費として、超えた分が申請により払い戻される。

2. 見直しの要旨

国は、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、高額介護サービス費の負担上限額を見直すものである。

3. 見直しの内容

- (1) 段階区分「一般」の月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引き上げる。
- (2) 1割負担となる被保険者のみの世帯については、新たに、自己負担額の年額(前年の8月1日から7月31日までの間)の合計額に対して 446,400 円(37,200 円×12)の負担上限額を設定する。(3年間の時限措置)

なお、年間の負担上限額については、平成29年8月1日から平成30年7月31日までの間のサービス分から適用する。

段階区分	利用者負担上限額（月額・世帯）
現役並み所得相当	44,400 円
一般（上記及び下記以外の方）	37,200 円 ⇒ <u>44,400 円</u>
世帯全員が住民税非課税等	24,600 円
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	15,000 円（個人）

4. 施行期日

平成29年8月1日

5. 今後の予定

6月中旬 区民周知 「介護保険だより」で、第1号被保険者(65歳以上)全員に周知（平成29年度介護保険料決定通知書に同封）
ホームページ掲載